



令和5年度
各務原市家庭的保育事業等指導監査
実施結果報告書

各務原市 健康福祉部 子育て応援課

1 家庭的保育事業等指導監査の概要

(1) 基本方針等

家庭的保育事業等を利用する児童及び保護者の安心・安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法、各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令、通知及び各務原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）等に基づき、本計画で定める重点項目を中心に、施設の安全・衛生管理、保育の計画及び職員の適正配置等の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

(監査の実施方法)

全ての家庭的保育事業等を対象に、保育士職を含む指導監査業務に携わる市職員が実際に事業所を訪問し、1事業所につき2～3時間程度、施設設備や書類の点検、及び事業者からの聴き取り等を行い、日々の保育や事業運営の状況把握及び要改善事項に対する指導を行いました。

(監査結果等の公表)

指導監査の実施後、「各務原市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領」の規定に基づき、本報告書に事業所別の文書指摘事項の有無と、文書指摘事項がある場合にはその内容を掲載し、公表します。

これにより、家庭的保育事業等の利用者の選択に資するとともに、事業者による積極的な保育の質の維持及び向上を促進しています。

(2) 重点項目

次に掲げる重点項目については、実施計画の一部として事業者に周知を行い、指導監査において、法令等に明確に実施義務を示す規定がなくても、実施することが望ましいと判断した場合には「助言」として指導を行い、保育の質の向上を図りました。

ア 職員の適正配置

職員の配置（勤務）基準を事業者が理解し、基準を満たした勤務体制を保持しているか。

イ 安全計画の策定

- ・当該年度の安全計画を策定し、その内容を職員及び保護者に周知しているか。
- ・同計画に基づき、職員に対する定期的な研修及び訓練を実施するほか、日々の保育における安全確保を図るために必要な措置を講じているか。

ウ 感染症及び食中毒対策のための研修・訓練

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対して研修や訓練を定期的実施しているか。

エ 虐待等及び不適切な保育への取り組み

・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等を活用し、職員が虐待等及び不適切な保育への認識を深め、子どもの人権に配慮した保育を実施できているか。

・定期的に研修等を実施し、職員同士での話し合いや振り返りの場を設け、保育の質の向上に努めているか。

・虐待等及び不適切な保育が疑われる事案が発生した際の、各職員・事業所（及び法人本部）・自治体間の報告体制を整備し、職員が共有しているか。

(3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく令和5年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は表1のとおりです。市が認可した全ての小規模保育事業（5事業所）及び事業所内保育事業（1事業所）において、法令等に基づく保育及び事業運営状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。

表1 令和5年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称	事業区分	事業者
10月17日	小規模保育園テテット	小規模	社会福祉法人フェニックス
10月27日	ポプラうぬま保育園	小規模	株式会社伸光
11月2日	やはた保育園	事業所内	株式会社八幡ねじ
11月10日	はな保育室うぬま駅前	小規模	株式会社はな保育
11月17日	みらいあおぞら保育園	小規模	一般社団法人未来会
11月29日	PEACE 各務原保育園	小規模	加藤運営株式会社

※ 事業者名は指導監査実施時点のもの

2 指導監査の結果

(1) 指摘事項等について

令和5年度の指導監査において、「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準（以下「最低基準」という。）に対する違反があり文書指摘を行った項目、最低基準に対する軽微な違反があり口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は表2のとおりです。

今年度においては文書指摘事項はありませんでした。口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、市子育て応援課指導監査担当により改善

に向けた継続的な指導・支援を行っています。

表2 指摘事項と指摘件数

項 目		令和5年度		(参考) 令和4年度	
		文書	口頭	文書	口頭
施設の安全・衛生管理	認可変更手続き等	0件	1件	0件	1件
	認可関係書類の適正管理	0件	2件	0件	0件
	施設・設備の安全配慮	0件	1件	0件	0件
職員の適正配置	職員配置（勤務）	0件	0件	2件	0件
職員処遇	衛生推進員の選任	0件	0件	0件	3件
防火管理	災害対応訓練等	0件	1件	0件	0件
帳簿の整理	帳簿類の適正整備	0件	2件	0件	0件
苦情解決体制	苦情解決体制	0件	0件	1件	0件
保育の計画及び自己評価	保育士等の自己評価	0件	0件	1件	0件
	事業所の自己評価	0件	0件	2件	1件
保育の状況（不適切な関わり の防止）	園児への関わりの死角となってしまう場所の点検や改善	0件	1件	0件	0件
	所管部署への迅速な報告及び再発防止策の策定	0件	0件	0件	1件
保護者・地域社会・関係機関との連携	連携施設の適正確保	0件	1件	0件	0件
合 計		0件	9件	6件	6件

(2) 指摘事項等の詳細と指導内容について

令和5年度の指導監査における指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

ア 認可変更手続き等

認可内容と、現在の施設の使用状況に差異が認められた事業所がありました。

児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、認可変更届の提出をするよう指導しました。

イ 認可関係書類の適正管理

認可申請関係書類が、法人本部等には保管されているものの施設内に保管されていない事業所がありました。

児童福祉法施行規則第36条の36各項の規定に基づく各種手続きを適切に行えるようにするため、認可申請関係書類を施設内に保管し、認可申請状況等がいつでも確認できる状態にするよう指導しました。

ウ 施設・設備の安全配慮

施設内で安全配慮が十分でない箇所（追加で安全柵の設置が必要と認めら

れる箇所がある等)が認められた事業所がありました。

保育所保育指針第3章3(2)の規定に基づき、事故発生を防止するための改善策を講じるよう指導しました。

エ 災害対応訓練等

消火訓練の実施が二か月に一回である事業所がありました。

基準条例第7条第2項の規定に基づき、少なくとも毎月一回は実施するよう指導しました。

オ 帳簿類の適正整備

帳簿類が適正に整備されていない(一部未記入箇所のある帳簿がある等)事業所がありました。

基準条例第19条の規定に基づき、定期的に漏れのないよう記録する等、適正に整備するよう指導しました。

カ 園児への関わりの死角となってしまう場所の点検や改善

職員による園児への関わりにおいて、施設内で死角になってしまう場所の点検や改善をしているものの、そのことについて記録がなされていない事業所がありました。

基準条例第5条及び保育所保育指針第1条1(5)の規定に基づき、点検や改善の状況を記録するよう指導しました。

キ 連携施設の適正確保

連携施設が確保されていない施設がありました。

基準条例第6条の規定に基づき、候補施設との交渉等の取り組み状況を記録しつつ、確保に努めるよう指導しました。

(3) 全体の評価と課題

令和5年度の指導監査における指摘件数については、文書指摘0件、口頭指摘9件の合計9件でした。表2にもお示ししたとおり、昨年度と比較すると文書指摘件数が大きく減少し、改善が見られました。一方で、口頭指摘件数は増加し、中でも事務処理に係る事項(認可変更手続き等、認可関係書類の適正管理、帳簿類の適正整備)についての指摘事項が目立ちました。

また、市が掲げる令和5年度の重点項目(1(2)参照)については、2(2)カにおいて記録不備についての指摘がありました。そのほかには指摘事項はなく、概ね適正な運営がなされていると認められました。

以上の結果を踏まえ、指摘のあった項目を中心に、施設指導に携わる職員が指導・支援を徹底し、利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保していきます。

3 事業所別指導監査結果（事業開始日順）

※各施設情報は指導監査実施時点のもの

やはた保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	事業所内保育事業	
施設名称	やはた保育園	
所在地	各務原市鵜沼朝日町4丁目250-1	
管理者	宇佐美 道代	
事業者	株式会社八幡ねじ	
代表者	代表取締役 鈴木則之	
事業開始日	2021年（令和3）年1月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

はな保育室うぬま駅前

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	はな保育室うぬま駅前	
所在地	各務原市鵜沼東町6丁目87-3	
管理者	前堂 未沙樹	
事業者	株式会社はな保育	
代表者	代表取締役 加藤義人	
事業開始日	2021年（令和3年）年6月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

（根拠規定略称）

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」

ポプラうぬま保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業 A 型	
施設名称	ポプラうぬま保育園	
所在地	各務原市鵜沼西町 3 丁目 1 0 2 - 1	
管理者	江後 里華	
事業者	株式会社伸光	
代表者	代表取締役 星山泰伸	
事業開始日	2021 年（令和 3 年）7 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

みらいあおぞら保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業 A 型	
施設名称	みらいあおぞら保育園	
所在地	各務原市鵜沼三ツ池町 5 丁目 2 6 9 - 1	
管理者	横関 茂美	
事業者	一般社団法人未来会	
代表者	代表理事 廣尾 郷史	
事業開始日	2021 年（令和 3 年）9 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

(根拠規定略称)

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」

PEACE各務原保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	PEACE各務原保育園	
所在地	各務原市各務おがせ町9丁目280-3	
管理者	佐々木 苑美	
事業者	加藤運営株式会社	
代表者	代表取締役 加藤 優	
事業開始日	2022年(令和4年)3月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

小規模保育園テテット

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	小規模保育園テテット	
所在地	各務原市鵜沼各務原町6丁目64-1	
管理者	長縄 智子	
事業者	社会福祉法人フェニックス	
代表者	理事長 長縄敏毅	
事業開始日	2022年(令和4年)4月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

(根拠規定略称)

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」